

令和4年度資格取得による雇用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への定住促進と安定した就労支援のため、求職者や技能向上を目指す者並びに村内に在住する勤労者が、就職や仕事に役立つ資格又は免許(以下「資格等」という。)の取得に要する経費の一部を補助し、大蔵村補助金等の適正化に関する規則(平成8年規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「資格等」とは、国家資格及び国家検定のほか村長が認めたものをいう。ただし、普通自動車免許、自動二輪車免許、及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、大蔵村内に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意志のある満50歳(申請書提出日時点)までの者(5号に関しては満65歳までの者とする。)で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、別表の村に納めるべき税・料等を滞納している者及びその他補助金等(教育訓練給付金を除く)の交付を受けた者については補助対象外とする。

- (1) 公共職業安定所に求職登録をした者
- (2) 村内事業所に勤務している在職者
- (3) 村外事業所に勤務している在職者
- (4) 高等学校・専門学校等に在籍している学生。ただし、未成年の場合は、その保護者による申請とする。
- (5) 農業に従事している者
- (6) その他村長が認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費(教育訓練給付金の支給を満たす者にあつては、第2号に掲げる経費)とする。ただし年度内で資格等を取得した場合に限る。

- (1) 資格取得に係る受講料(教材費も含む)
- (2) 資格等の受験料
- (3) 資格等の登録料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当と認める経費

2 資格等の取得は年度内とする。ただし資格取得のため年度を跨ぐ受講等については当該年度に係わらず経費として認めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とし、上限10万円とする。

2 補助金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。

(交付申請兼実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 受験等に要した経費を明らかにする書類(領収書等の写し)
- (2) 資格を取得したことが証明できる書類の写し(合格通知や免許証等)

(3) 納税証明書（納付状況の閲覧について同意した場合は不要）

(4) 学生証等の写し（学生の場合）

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 交付申請にかかる受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は受付を終了する。

（交付決定）

第7条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に補助金の額を通知するとともに、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第8条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

種 別	項 目
税	村税
税	国民保険税
料	介護保険料
料	保育料
料	水道料